大崎町伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出及び法第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書等の提出)

- 第2条 土地所有者等は、立木を伐採するにあたり、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第9条の規定により、伐採を開始する日前90日から30日までの間に、町長に伐採及び伐採後の造林の届出書(別記第1号様式。以下「届出書」という。)を提出しなければならない。
- 2 土地所有者等の提出する届出書には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表右欄に掲げる場合に添付しなければならない。

	区分	添付書類	備考
1	添付書類が確認できる書類	チェックリスト(別記	必須
		第2号様式	
2	伐採地及び搬出道が確認	伐採地の位置図又は字	必須
	できる書類	図(地籍図)に搬出経路	
		をマーキングしたもの	
3	土地所有者が確認できる書類	伐採地の登記簿謄本等	必須
4	土地所有者等の住所が確認で	住民票(マイナンバー	必須(土地所有者が森林所有者等
	きる書類	の記載を省略したもの)	と同一でない場合は, 森林所有者
			分も添付すること。)
5	土地所有者等の意思が確認で	確約書(別記第3号様式)	必須
	きる書類		
6	伐採者の意思が確認できる書	確約書(別記第4号様式)	必須
	類		
7	土地所有者及び森林所有者等	戸籍謄本(相続一式)	登記簿謄本記載の土地所有者と
	の変更を確認できる書類	土地の売買契約書又は	届出書の土地所有者が異なる場
		立木の売買契約書	合,又は登記簿謄本記載の土地所
			有者と森林所有者等が異なる場
			合。
8	その他	委任状(別記第5号様式)	必要と認める場合

(計画の審査)

- 第3条 町長は、前条の規定により提出された届出書が、大崎町森林整備計画に適合したものであるかについて審査するものとする。
- 2 町長は、前項の審査により、届出書に記載された内容が大崎町森林整備計画に適合すると認められるときは、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書(別記第6号様式)を、それ以外のときは伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書(別記第7号様式)を森林所有者等に通知するものとする。

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告)

第4条 森林所有者等は、法第10条の8第2項の規定により、伐採が終わったときは伐採に係る森林の状況報告書(別記第8号様式)を、人工造林又は天然更新による造林が終わったときは伐採後の造林に係る森林の状況報告書(別記第8号様式の2)をそれぞれこれらが終了した日から30日以内に町長に提出しなければならない。

(その他)

- 第5条 届出書を提出することなく伐採を行った者(以下「無届伐採者」という。)は、伐採を行ったことが明らかになった場合、その事実が判明したときから遅滞なく町長に対し、てん末書(別記第9号様式)を提出しなければならない。
- 2 町長は、前項のてん末書の提出があった場合は、指導書(別記第 10 号様式)により、無届伐 採者に対し、指導するものとする。
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。